

第3部

土地区画整理事業の足跡

第1章
換地設計・計画

第1節 換地設計の方針

仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の換地設計は、事業計画で定めた設計の概要に従い、住宅地区、センター地区、流通業務地区、工業地区の各土地利用区分に不整合が生じないように、換地設計基準及び土地評価基準に基づき行う。

(1) 換地設計の方針

- ① 既存建物で用途に適合しない場合は、各土地利用区分に応じそれぞれの適合地区への換地（飛換地）を行う。
- ② 施行区域内に存する住宅地は、住宅地区への換地（飛換地）を行う。
- ③ 営農希望者の農地（水田）は、流通業務及び工業地区の一部へ集約換地を行う。
- ④ 宮城県、仙台市、宮城県企業局の従前用地は、センター地区の土地利用計画に基づき集約換地を行うとともに、流通業務地区の仙台港 IC 及び区域内に計画されている下水道施設、水道施設等の公共公益施設用地に換地を行う。

(2) 換地設計基準抜粋

本基準は、平成4年12月2日、第5回土地区画整理審議会に諮問し、原案のとおり答申されている。

(換地の位置)

- 第8条 整理後の画地は、原位置付近において整理前の画地の位置に照応する位置に定める。ただしこの事業の施行により新たに造成される公共施設の影響、その他特別の事情のある場合で、原位置付近に定めることが困難であるものについては、整理前の画地の位置に照応する他の位置に定めることができるものとする。
- 2 整理後の画地の位置は、道路に接する位置に定める。ただし特別の事情のある場合で、使用収益権を同じくする画地と隣接する位置に定めるものについてはこの限りではない。
 - 3 整理前の画地が法令の規定により許認可を必要とする用途に用いられている場合で、その許認可の条件に宅地の存する位置が関係するものについては、整理後の画地の位置をその許認可に支障のない位置に定める。

(3) 土地評価基準抜粋

本基準は、平成4年12月2日、第5回土地区画整理審議会に諮問し、その後2回の変更（平成5年11月8日第11回土地区画整理審議会、平成25年12月18日第83回土地区画整理審議会）を諮問し原案のとおり答申されている、最終変更の施行日は平成25年12月19日である。

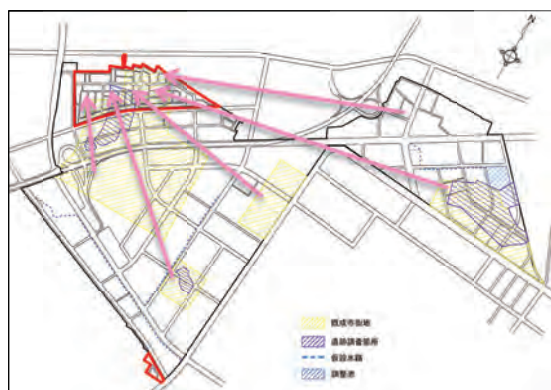
(土地利用区分)

第5条 路線価評価及び画地評価の算定に用いる土地利用区分は、整理前の宅地においては、その利用現況により、「宅地」「商・工業地」「宅地見込地」に区分し、整理後においては、土地利用計画により「住居地」「商業地」「工業地」としておこなうものとする。

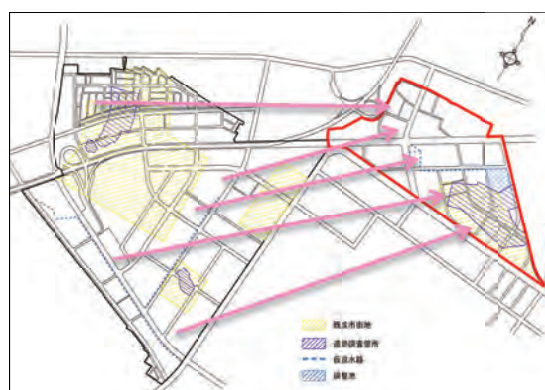
(4) 仙台港背後地の地区計画及び特別用途地区等

仙台港背後地の地区計画及び特別用途地区等は以下のとおりである。

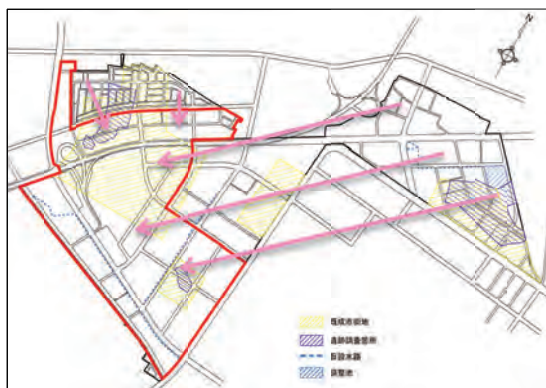
地区計画	仙台港背後地 住宅地区地区計画		仙台港背後地 センター地区地区計画	仙台港背後地 流通業務地区地区計画	仙台港背後地 工業地区地区計画
地区整備計画区域名	①一般住宅A地区	②一般住宅B地区	センター地区	流通業務地区	工業地区
まちづくりの方針 (土地利用計画)	日常生活に必要な店舗、飲食店等の立地を許容しつつ、高層建築物の建築を制限し、低層住宅に係る良好な居住環境の形成を図る。	日常生活に必要な店舗、飲食店等の立地を許容しつつ、低層住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。	仙台国際貿易港の中心地区として、中央部に貿易交流施設、商業文化リクリエーション施設等の大規模施設を集積を図る。	港湾機能及び道路網の整備による立地特性を活かし、国際化、多様化する物資流動に対応した流通業務拠点の形成を図る。	国際交流拠点の隣接地としてふさわしい、ゆとりと潤いのある工業地区の形成を図る。
まちづくりのルール	住宅地区地区計画		第5種特別業務地区	沿道部 第6種特別業務地区 沿道部以外 第3種特別業務地区	第4種特別業務地区
用途地域	第1種中高層住居専用地域		近隣商業地域	工業地域	工業地区



飛換地（住宅地区）イメージ



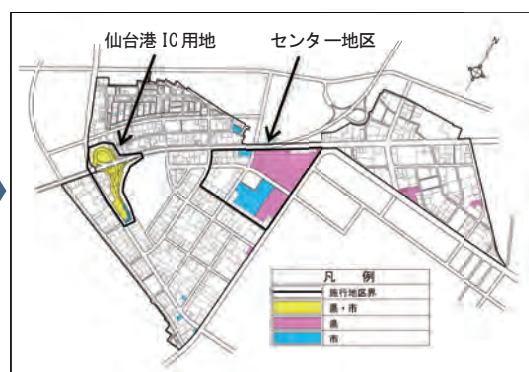
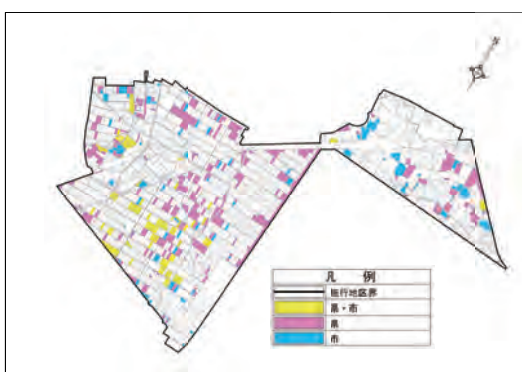
飛換地（工業地区）イメージ



飛換地（流通業務地区）イメージ



集約農地イメージ



なお、仙台港 IC用地はH19年3月からH20年10月にかけて県・市が国土交通省に売却。

第2節 特別な宅地について

1 特別な宅地に関する措置

換地計画を作成するため、平成25年12月18日開催の第83回土地区画整理審議会において、新規諮問箇所及び過去の諮問・答申の内容を説明し、当事業地内における全ての特別な取扱いをする宅地について、再度諮問を行い原案のとおり答申された。

当事業地内の特別な取扱いをする宅地は表-1及び表-2のとおりである。

表-1 特別な宅地に関する規定

土地区画整理法の規定		換地設計基準	備 考
法第90条 (換地不交付)	宅地の所有者の申出又は同意があった場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないことができる。	第13条	申 出
法第91条第1項 (減歩緩和)	災害を防止し、及び衛生の向上を図るため宅地地積の規模を適正にする必要があると認められる場合は、地積が小である宅地について、過小宅地とならないように換地を定めることができる。	第14条	小規模宅地
法第91条第4項 (換地不交付)	地積が著しく小であるために地積を増やして換地を定めることが適当でない認められる宅地は、換地を定めないことができる。	第14条	過小宅地
法第95条第1項 第1号(減歩緩和)	水道及び下水道、その他の公共の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地は、位置・地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。	第15条	水道施設用地、 下水道施設用地、 ポンプ場施設用地
法第95条第1項 第4号(減歩緩和)	電気工作物、ガス工作物その他の公益事業の用に供する施設で政令で定めるものの用に供している宅地は、位置・地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。	第15条	鉄塔用地、 高圧線下地
法第95条第6項 (換地不交付)	公共施設の用に供している宅地は、代わるべき公共施設が設置され当該公共施設が廃止される場合は、換地を定めないことができる。	第17条	私道、水路、 道路内民有地

表-2 特別な宅地総括表

区 分		画地数 及び筆数	審議会	備 考
法第90条（換地不交付）		89筆	第16回諮問、19回答申 第66回諮問・答申 第76回諮問・答申	申 出
法第91条第1項の規定に基づく宅地（減歩緩和）		23画地	第16回諮問、19回答申	小規模宅地
法第91条第4項の規定に基づく宅地（換地不交付）		8筆	第16回諮問、19回答申 第76回諮問・答申	過小宅地
法第95条第1項に基づく宅地 （減歩緩和）	第1号	6画地	第16回諮問、19回答申 第62回諮問・答申	水道施設用地、 下水道施設用地、 ポンプ場施設用地
	第4号	10画地	第16回諮問、19回答申	鉄塔用地、 高圧線下地
	計	16画地		
法第95条第6項の規定に基づく宅地（換地不交付）		13筆	第16回諮問、19回答申 第20回諮問・答申 第83回諮問・答申	私道、水路、 道路内民有地

※画地数：整理後画地数、筆数：整理前筆数

※第16回審議会 平成5年11月22日

※第20回審議会 平成6年3月6日

※第66回審議会 平成19年7月6日

※第83回審議会 平成25年12月18日

※第19回審議会 平成5年12月2日

※第62回審議会 平成18年3月10日

※第76回審議会 平成22年10月22日

2 旧墓地用地の処理方針と処理結果について

(1) 旧墓地用地の概要と経緯

事業当初、各集落の周辺に点在していた合計8箇所の墓地について、住宅地区内98街区に集めて換地し、集合墓地とすることで計画していた。しかし、住宅地区が完成してくるとともに、住環境に配慮して欲しい等の要望が上がるようになったこと、また整備費や管理費も試算の結果かなり大きくなることが分かったこと、一方、墓地の利用者は、地区内への墓地移転希望者がほとんどなく、将来的に共同の墓地として管理していくことが困難であることが分かったことから、平成15年度には集合墓地計画を廃止することとした。これを受け、墓石等については本事業の移転補償により全て地区外の菩提寺に改葬した。

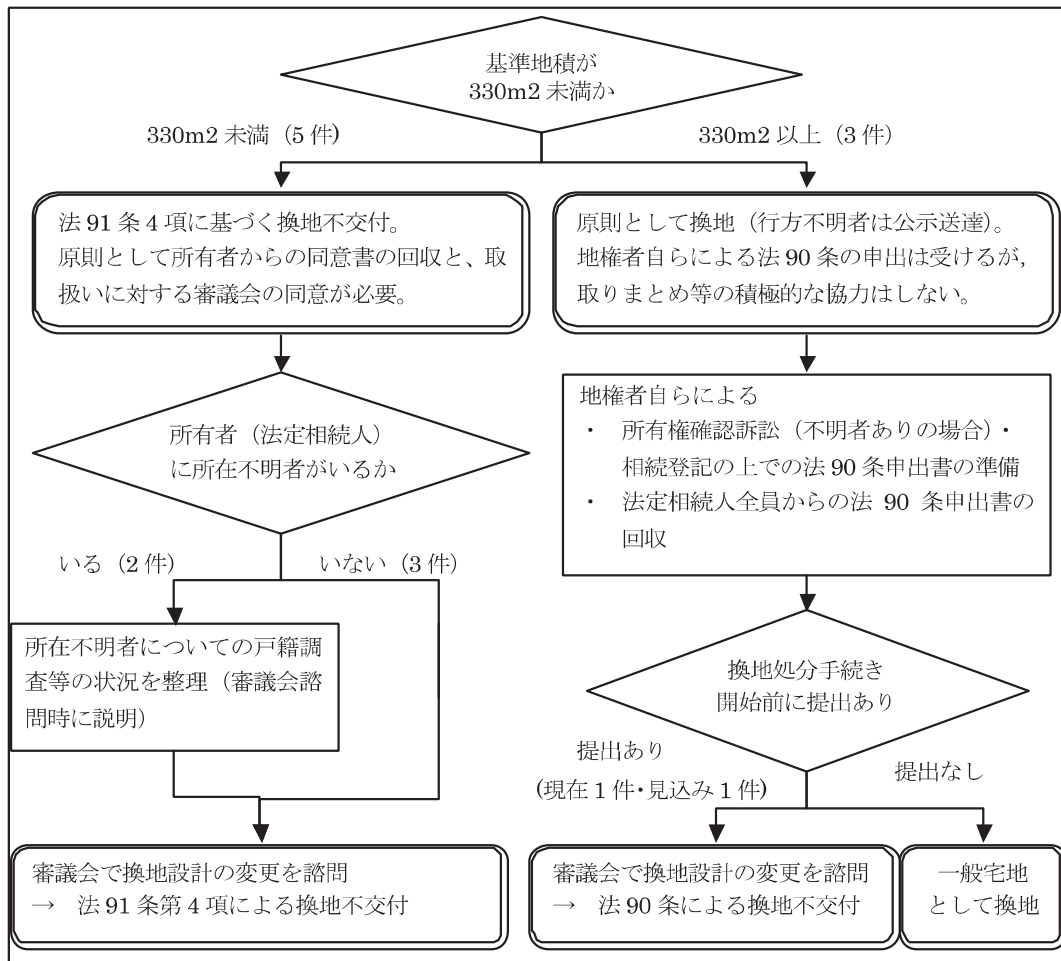
一方残った土地については、墓地としてではなく、一般の宅地として、減歩をして換地する換地設計に変更することが必要となった。しかし、旧墓地用地8箇所のうち5箇所は面積が小さく、換地しても利用困難であるにも関わらず、本事業の宅地地積適正化要領の面積要件に基づく、このうち4箇所については換地不交付とすることができなかった。このため、平成21年度に当該要領の面積要件の改正を検討し、22年3月の土地区画整理審議会で認められたため、これに基づき換地設計の変更を行い、23年6月までに換地不交付箇所の使用収益停止通知と換地箇所の仮換地指定通知を行った。

■ 経緯

時期	内容
事業当初	「墓地は自宅近辺でないと困る」との地権者要望から、98B に「公園墓地」として集約するように計画
H15. 4	地元意見や費用の問題から、集合墓地の廃止を決定
H13～H20	旧墓地の移転補償 この時点で、ほとんどの地権者より換地不交付の希望あり
H18 年度	墓地の換地不交付について、原則法 90 条による対応、不可能な場合は「宅地地積の適正化要領」を一部改正し、法第 91 条第 4 項での対応を検討。 不明者のいる 3 件については県・市・事務所合同会議で議題となり、要領の一部改正については合意を得られたが、面積大の箇所は通常換地すべきとの意見があり、まとまらず
H19. 10	3 番（中野字曲田 21）について、所有権確定の訴訟が完了し、申出書が提出されるしかし、面積が大きいこと、墓地全体の取組方針や清算金の捻出方法が決まっていなかったことから、使用収益停止通知を起案するも都市計画課で受理せず未通知
H20. 12	旧墓地用地の取扱方針を都市計画課・事務所で協議し決定 ・面積小の旧墓地用地は法第 91 条 4 項に基づき換地不交付 原則として所有者同意が必要（法定同意ではなく、要領で規定）。所有者が所在不明な場合は審議会の同意をもってかえる。→要領の面積要件・同意要件について改正が必要 ・面積大の旧墓地用地は原則換地。ただし自ら法 90 条に基づく申出書をとりまとめて提出があった場合は、換地不交付とする ・交付清算金を捻出するため、高額徴収箇所への交渉を開始すること
H21. 12	宅地地積の適正化要領の改正を審議会で諮問するが、所在不明の定義等について再確認することとなり、次回に継続審議となる（第 73 回審議会）
H22. 3	宅地地積の適正化要領の改正について、審議会で同意を得る（第 74 回審議会）
H22. 4～12	法第 91 条 4 項に基づく換地不交付への同意書を回収
H22. 10	98B の換地設計の変更について審議会で諮問し承認を得る（第 76 回審議会）
H22. 11・12	換地不交付箇所（墓地のみ）について使用収益停止通知発送
H23. 6	換地箇所（98B2L）について仮換地指定通知発送

(2) 旧墓地用地の取扱方針

○ 基準地積 330 m ² 未満 : 5 箇所 (うち所有者不明あり 2 箇所)
法 91 条第 4 項に基づき換地不交付 所有者 (相続人) からの同意書回収と、取扱いについての審議会同意が必要 ※ 所有者同意書は回収済み・審議会同意は換地計画諮問の一部と考えている (換地設計は承認済)
○ 基準地積 330 m ² 以上 : 3 箇所
原則として一般宅地として 98B 内に換地 ただし、換地処分手続き開始前に、地権者自らの取りまとめにより法 90 条に基づく申出があった場合には、換地不交付として認める ※ 2 件について申出書提出があり換地不交付・1 件は換地 (98B2L)
○ 所有者が所在不明 (特定不能・相続人不明・行方不明で代理者なし) の場合の取扱
換地 : 現登記名義人のまま仮換地指定・換地処分登記 通知・清算金は所有者か法定相続人へ (不明の場合は公示送達・供託) 換地不交付 : 法第 90 条に基づく換地不交付は不可能 (法定の所有者申出ができないため) 法第 91 条 4 項に基づく換地不交付は可能 (要領に基づき、所在不明分は審議会同意) 通知・清算金は所有者か法定相続人へ (不明の場合は公示送達・供託)





第3節 仮換地指定

仮換地指定は、「1 土地の区画形質の変更又は公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場合」又は「2 換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合」に行うことができることとされている。(法 98 条 1 項)

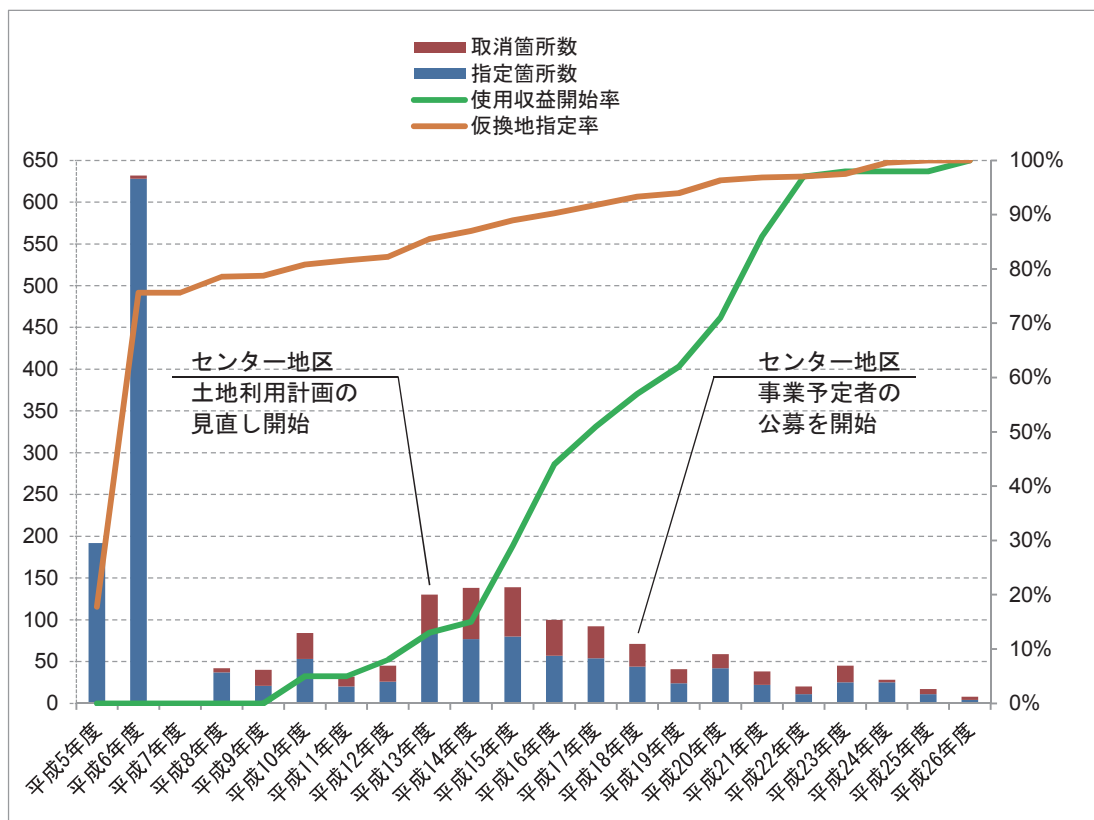
仮換地の指定とは、換地処分に先立って、従前の宅地の使用・収益する権利を停止させ、使用収益権のみを仮換地に移行させる行政処分である。

仮換地指定の経過

仮換地の指定は、平成 6 年 3 月 31 日の第 1 回仮換地指定から平成 26 年 7 月 4 日までの 20 年間に、111 回の仮換地指定を行っている。本表は区域拡大や権利変動及び画地分割に伴い増加した画地の仮換地指定数を含め累計しているため、総計欄数値と各年度で管理していた総画地数とは相違している。

平成 6 年度に着目すると、当時の換地設計における保留地を除く総画地数は 897 画地であり、仮換地指定率は約 90% (816/897) に達している。第 1 回の仮換地指定から、約 1 年間で仮換地指定は概ね完了したことになる (本表では約 76%)。

その後、所有者が判明した土地や、仮換地に理解をいただけた土地に対して随時仮換地指定を行っているが、特徴的な事は仮換地指定の取消再指定が総画地数の約 4 割 (457/1079) となることである。特にセンター地区の土地利用の見直し計画が公表され事業予定者の公募を開始した平成 13 年度から平成 18 年度が多く実施されている。この時期には、企業及び土地所有者に対する土地利用意向調査を実施し、その結果を背後地ニュースでお知らせするとともに、アンケート結果からは土地の共同利用についても約 7 割の方が積極的な思考であることが明らかとなった時期でもある。このため、地権者を対象とした土地利活用勉強会の開催や事務所内には「土地利活用相談コーナー」を設置し企業情報を提供することにより、より効率的な土地の利活用のため、申出による仮換地の「位置及び形状」の変更が活発化したことが表れている。



※ 平成14年度から土地の使用収益開始が一気に上昇している。

年度	指定箇所数 ①	取消箇所数 ②	指定済箇所数 ①-②	指定箇所数 累計	仮換地 指定率
平成5年度	192		192	192	17.8%
平成6年度	628	4	624	816	75.6%
平成7年度	0	0	0	816	75.6%
平成8年度	37	5	32	848	78.6%
平成9年度	21	19	2	850	78.8%
平成10年度	53	31	22	872	80.8%
平成11年度	20	12	8	880	81.6%
平成12年度	26	19	7	887	82.2%
平成13年度	83	47	36	923	85.5%
平成14年度	77	61	16	939	87.0%
平成15年度	80	59	21	960	89.0%
平成16年度	57	43	14	974	90.3%
平成17年度	54	38	16	990	91.8%
平成18年度	44	27	17	1007	93.3%
平成19年度	24	17	7	1014	94.0%
平成20年度	42	17	25	1039	96.3%
平成21年度	22	16	6	1045	96.8%
平成22年度	11	9	2	1047	97.0%
平成23年度	25	20	5	1052	97.5%
平成24年度	25	3	22	1074	99.5%
平成25年度	11	6	5	1079	100.0%
平成26年度	4	4	0	1079	
総計	1536	457	1079		

第4節 換地計画

換地計画は、事業計画で定められた公共施設計画に基づいて、宅地の利用増進を図るため宅地の再配置（換地設計作業）を行い、施行前後の権利関係（土地の所在、地番、地目、地積等）及び換地相互間に不均衡が生ずる場合において不均衡是正のための清算金額を定めるものである。施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うためには換地計画を定めなければならない。（法第86条3項）

また、換地計画に記載した従前の宅地に存していた権利関係が、行政処分として換地処分により換地処分後の土地に移行する効果がある。

1 換地計画の作成準備

(1) 行政界及び町界・町名の変更

① 行政界の変更

当事業の施行地区は、仙台市と多賀城市にまたがっており、事業の施行に伴い、従来の地形が変更され境界が不明確となるので、両市の境界を整理後の区画に併せて変更することにより、合理的にしようとするものである。

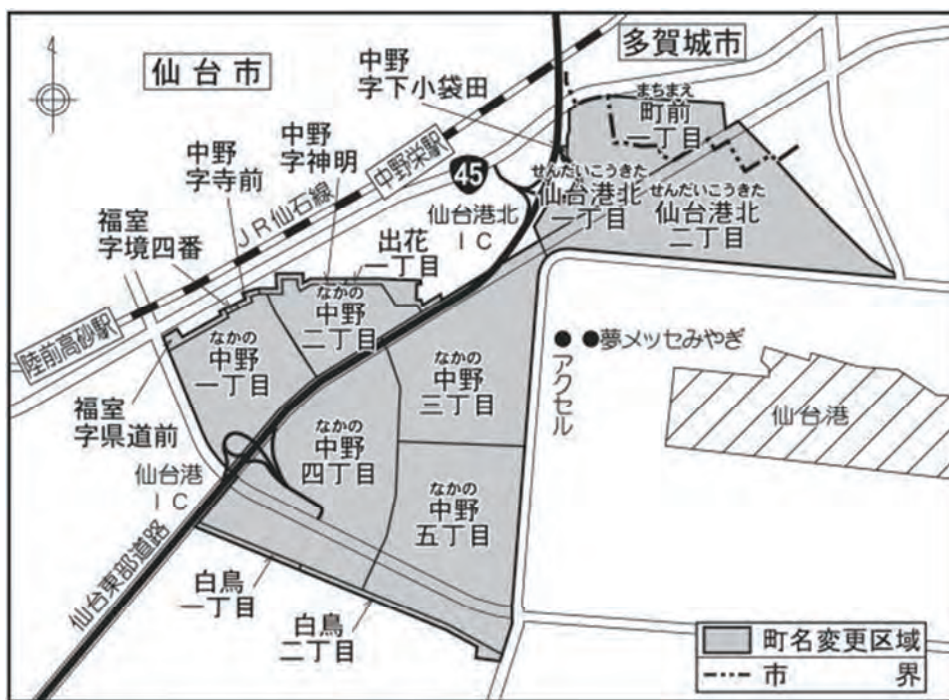
行政界変更の打ち合わせは、平成7年6月から宮城県、仙台市、多賀城市の間で開始された。その後、東日本大震災発生により協議は中断するも、本格的な復旧工事に伴い平成24年5月に協議を再開、24年12月には双方の市議会、平成25年3月には県議会において手続に必要な議決を得て、4月22日に総務大臣の告示がなされ7月1日に仙台市と多賀城市の境界が変更された。

② 町界・町名の変更

区画整理事業によって街区や公共施設の配置が変わり、従前の町（字）界・町名及び地番が現地に適合しなくなる。このため、新たな道路や街区に合わせ、町界や町名を改めて設定し、換地処分後には新たな町界・町名及び地番に変更することとした。新町界・新町名の決定に当たっては、「新町界・町名検討会」を重ねるとともに平成24年10月末にはアンケートを実施。町界・町名の変更は、平成25年6月、仙台市議会平成25年第2回定例会において議決、また多賀城市議会においては、町の区域を変更することについて同月開催の第2回多賀城市議会定例会において議決された。

これにより地区西側は「中野（なかの）一丁目から五丁目」に、地区東側は「仙台港北（せんだいこうきた）一丁目から二丁目」の新たな町界と町名が誕生した。多賀城市域については、従前の「町前（まちなま）一丁目」の区域が拡大することになった。

町界・町名の効力発生日は平成26年11月1日（換地処分の公告の翌日）である。



(2) 指数1個あたり単価の決定

換地設計作業における土地の評価額は、土地評価基準（平成5年11月施行）に従い指数（単位：個）で表示しているが、換地計画においては金額（単位：円）で表示する必要がある。土地評価基準第27条では画地の評価額は、画地の総指数に指数の単価を乗じて得た価格とする。同第28条では指数1個当たりの単価は、工事概成時の鑑定評価、財産評価、及び固定資産税評価等を参考にして定めるとしている。

採用する単価の決定にあたっては、固定資産税評価額、相続税評価額、不動産鑑定評価額の3案について、評価の信頼性、施行地区内における評価地点の分布状況、施行地区内における参考評価額の有効性、他の区画整理地区における採用例の4項目について比較検討した結果、「土地利用区分における全ての換地について直接評価がなされ、かつ地区全域の評価が可能である「固定資産税路線価」により算出した単価」を採用することが、最も適しているという結果になった。

本案については、「土地区画整理法」第65条第3項及び「仙塩広域都市計画事業仙台港背後地土地区画整理事業の施行に関する条例」第23条第1項及び第3項の規定に基づき、

- ① 指数1個当たりの単価（案）について
- ② 権利価格の割合の変更について

を、平成26年2月2日開催の第46回評価委員会に諮問した。原案については、評価委員会の答申を得て、同月17日、当事業における「指数1個当たりの単価」及び「権利割合の変更」が決定した。この決定を受け、12月18日開催の第83回土地区画整理審議会において、「権利割合の変更」に伴う「土地評価基準」の変更（案）について諮問した。また、その他事項として「指数1個当たりの単価」の説明を行った。そのほか、換地計画作成に必要となる「特別な宅地について」「換地設計の変更（案）について」「仮換地指定の変更（案）について」「保留地設定の変更（案）について」を諮問し原案についての同意を得た。

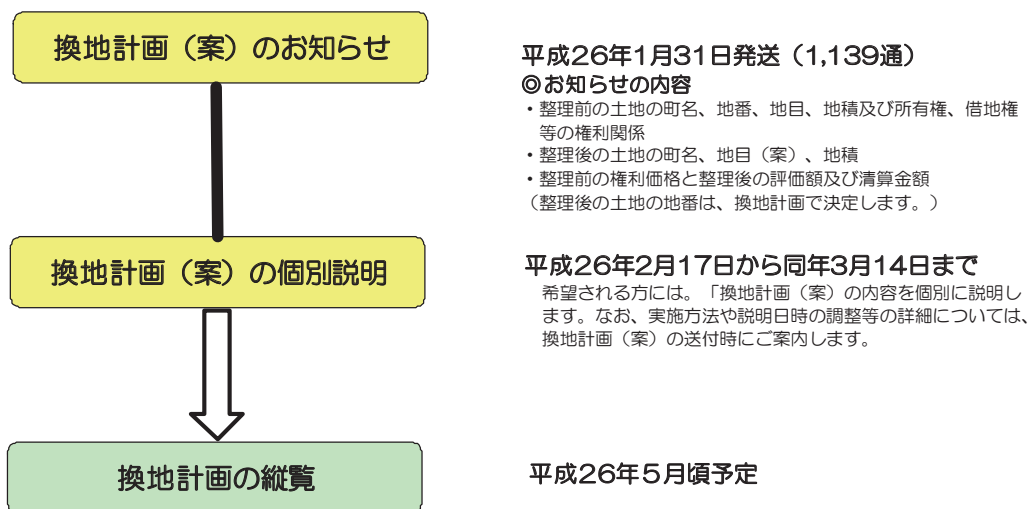
2 換地計画（案）のお知らせ

当事務所では、地権者の方々に、より丁寧な説明を行うため、また法手続きである換地計画縦覧時の混乱を避けるため、土地区画整理法に基づく換地計画の縦覧に先立ち、換地計画（案）の内容を事前に土地所有者及び借地権者の方々にお知らせする「換地計画（案）のお知らせについて」の文書を平成26年1月31日に発送した。発送総数は1,139通である（その後の権利調査による送付や手渡し（直達）を含めると1,161通となる）。

また、希望される方には、個別に内容を説明する機会を設定し「個別説明会」を開催した。個別説明会は2月17日から3月14日の約1カ月間としたが、3月14日以降に個別説明を希望される方に対しても随時対応を行った。最終的な個別説明者数は142人、電話対応者数は79人であった。

公共施設用地については、年度末までに一部の管理者を除き「公共施設用地の消滅・帰属」協議を完了した。なお未回答の管理者との協議も4月に完了した。

換地計画（案）のお知らせの概要



換地計画（案）発送準備作



発送前換地計画（案）



個別説明会の様子

■ 公共用地管理者一覧

番号	公共施設管理者	協議年月日	回答年月日
1	宮城県土木部道路課	H26. 3. 24	H26. 3. 31
2	宮城県土木部港湾課	H26. 3. 24	H26. 3. 28
3	宮城県総務部財産利用推進室	H26. 3. 24	H26. 3. 26
4	宮城県企業局公営事業課	H26. 3. 24	H26. 3. 31
5	仙台市建設局道路部道理管理課	H26. 3. 24	H26. 3. 27
6	仙台市経済局農林土木課	H26. 3. 24	H26. 3. 27
7	仙台市建設局百年の杜推進部公園課	H26. 3. 24	H26. 4. 15
8	仙台市財政局理財部管財管理課	H26. 3. 24	H26. 3. 31
9	多賀城市建設局道路公園課	H26. 3. 24	H26. 3. 31

第5節 換地計画の決定から換地処分まで

1 換地計画の決定

公共団体等施行者は、縦覧に供すべき換地計画を作成しようとする場合、審議会の意見を聴かなければならないと定められている（法第88条第6項）。このため、平成26年6月10日開催の第85回土地区画整理審議会においては、縦覧に供すべき換地計画を作成し、この計画を諮問（第174号）、答申をいただいたことから、6月26日から7月9日まで2週間縦覧に供した。縦覧期間中は42の方が縦覧し、意見書がなかったため、7月14日付で換地計画を決定した。



第85回土地区画整理審議会の様子



縦覧会場

2 換地処分通知

換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知して行われる行政処分である。換地処分通知書の送付方法は、郵便配達証明とした。送付すべき関係権利者数は1,375人、このうち3名については、関係機関等の調査により所在不明が確定。7名については新たな相続関係人であることから、調査完了後速やかに換地処分通知書を送付することとし、調査済みである1,365人に対し8月1日換地処分通知書を送付した。残る7名の方についても8月12日までに送付を終えた。

最終的に配達証明書により到達が確認できた関係権利者は1,363人で、居所不明権利者12名に対しては公示送達を行うこととした。



換地処分通知書

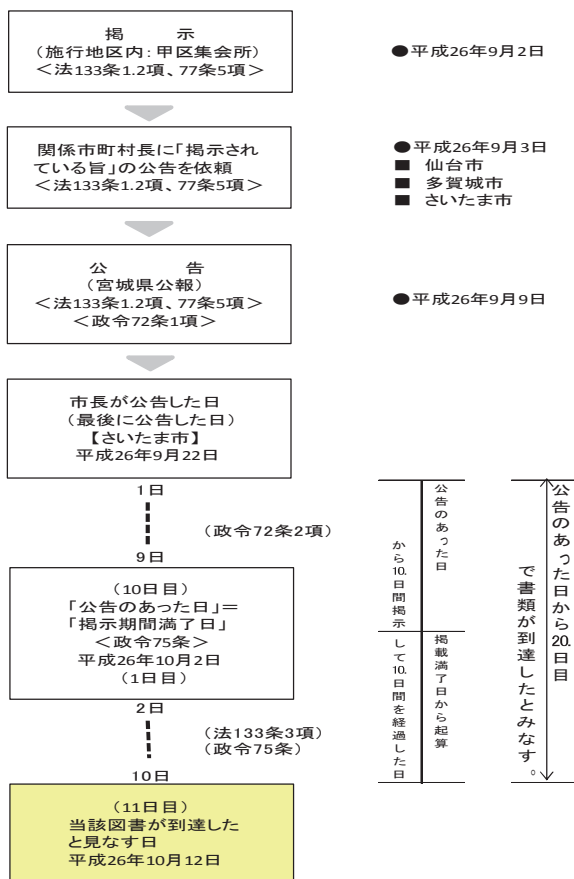
3 公示送達

居所不明権利者に対しては、換地処分通知を送付すべき場所を確知する事ができなかったため、「書類の送付に代える公告（公示送達）」の手続を以下のとおり行った（法第133条第1項）。

なお、掲示を依頼した市町村は、仙台市、多賀城市、さいたま市である。



告示送達掲示状況



関係市町村長とは
 ①施行地区を管轄する市町村長
 (仙台市、多賀城市)
 ②書類の送付を受けるべき者の最後の住所 (仙台市、さいたま市)

■ 換地処分関係【公示送達】 スケジュール表

	9月																															10月																															11月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
甲区集会所掲示 (H26.9.2)	● 公示送達権利者12名、内2名は同一権利者のため、公告対象は11名。																															● 掲示期満了																																																													
公報掲載依頼	● 9月9日公告掲載期																																																																																												
県公報掲載 令75条1	● 9月9日公報掲載日																																																																																												
市町村掲載依頼 (H26.9.3)																																																																																													
仙台市	● 9月9日公告依頼																																																																																												
多賀城市	● 9月9日公告依頼																																																																																												
さいたま市	● 9月9日公告依頼																																																																																												
市町村公告 令75条1																																																																																													
仙台市 (H26.9.12公告)	● 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																																																												
多賀城市 (H26.9.9公告)	● 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																																																												
さいたま市 (H26.8.22公告)	● 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10																																																																																												
施行地区内掲示 (10日間) 令75条1	● 9月2日掲示依頼																															● 10月2日 (10日目) 掲示期満了日																																																													
換地処分通知効力発生 法133条2																																● 10月12日 (11日目) 当該図書が到達したと見なす日																																																													
公告があった日から20日目で書類が到達したとみなす。																																● 10月20日																																																													
全関係権利者への通知完了の確認																																● 通知完了																																																													
換地処分の届出 法103条3 (事務所表-土木部長)																																換地処分届出★																															● 公告係満期																														
換地処分の公告 法103条4																																																															★ 10月31日換地処分公告																														

4 換地処分の公告

平成26年10月31日の換地処分の公告までの手続は以下のとおりである。なお、公共施設用地の消滅・帰属の通知は10月1日までに各管理者に通知し受領を確認した。

